

弁護士名簿等の登録料納付等に関する免除等の基準

(平成24年12月21日理事会議決)

改正 平成25年12月19日

同 26年12月18日

令和 3年 6月18日

(目的)

第1条 この基準は、弁護士名簿等の登録料の納付の免除及び猶予並びに資格証明書面の提出の免除に関する基準を定め、それぞれの免除等の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(弁護士任官者の退官後の登録料納付等の免除)

第2条 会則第19条第4項の規定により同条第1項第4号の書面の提出を免除することができる場合及び弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程(会規第96号)第3条の規定により会則第23条第1項第1号に規定する登録料の納付を免除することができる場合は、弁護士名簿の登録後3年以上経過した者が裁判官に任官し、退官後弁護士名簿に登録を請求する場合とする。

(弁護士職務経験法による登録の場合の登録料納付免除)

第3条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成16年法律第121号。以下「弁護士職務経験法」という。)第4条第1項の弁護士登録を受けようとする者(以下「登録請求者」という。)が弁護士名簿への登録を請求するに当たり、判事補の場合にあっては最高裁判所事務総局人事局長が、検事の場合にあっては法務省大臣官房人事課長が、それぞれ発行する当該登録請求者が弁護士職務経験法の規定により弁護士となってその職務を行う予定の者である旨の書面を入会しようとする弁護士会を経て本会に提出したときは、当該登録請求者が弁護士名簿に登録されるまでの間会則第23条第1項第1号に規定する登録料の納付を猶予する。この場合において、登録請求者は、会則第19条第1項第4号に規定する書面の提出を要しない。

2 前項の場合において、最高裁判所又は法務省が登録請求者の弁護士名簿の登録に際し、判事補の場合にあっては最高裁判所事務総長が、検事の場合にあっては法務省事務次官が、それぞれ発行する当該登録請求者が弁護士職務経験法の規定により弁護士となってその職務を行う者である旨の書面を本会に提出したときは、当該登録請求者について、会則第23条第1項第1号に規定する登録料の納付を免除する。

- 3 弁護士職務経験法の規定により弁護士名簿の登録を受けた者が自己の意思に基づき裁判所事務官又は法務省職員の身分を失ったときは、前項に規定する免除は、その効力を失う。

(震災等による登録事項の変更の場合の登録料免除)

第4条 弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程第2条、弁護士法人規程(会規第47号)第14条第2項、外国特別会員基本規程(会規第25号)第16条第2項、外国法事務弁護士法人規程(会規第99号)第14条第2項、共同法人会員基本規程(会規第105号)第19条第2項、準会員規則(規則第11号)第12条第2項及び特別会員規則(規則第26号)第11条第2項の甚大な被害とは、全壊、全焼若しくはこれと同等の被害であるもの又は著しい機能の障害があつて、かつ、物理的若しくは経済的に事務所若しくは住居の改修が不能若しくは著しく困難な状態であるものをいうものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 弁護士名簿の登録に関する登録料納付の免除等の基準及び弁護士名簿記載事項の訂正に関する取扱基準は、廃止する。

附 則(平成25年12月19日改正)

- 1 第2条の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第3条の見出し並びに同条第3項及び第4項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日改正)

第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月18日改正)

第1条及び第4条の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第33号)第2条の規定の施行の日から施行する。

(令和4年政令第41号で令和4年1月1日から施行)